

医療事故調査制度とは？

① 医療事故が発生した医療機関では
原因を明らかにするために院内調査を行います。

② 院内調査を行うに当り、中立性、公正性を確保
するため医療事故調査等支援団体の支援を求め、
第三者を院外委員として複数名選任のうえ協力
して調査を行うこととされています。

医療事故調査・支援センターの業務

1 院内事故調査結果の
整理・分析、報告

2 医療事故の相談・
情報提供・支援

3 センターによる調査

4 医療事故調査
従事者への研修

5 医療事故の再発防止に
関する普及啓発

6 医療安全確保の
ための業務

「医療事故調査制度」

医療事故相談専用ダイヤル

TEL03-3434-1110

医療事故調査・支援センター

一般社団法人

日本医療安全調査機構

TEL03-5401-3021 FAX03-5401-3022

<https://www.medsafe.or.jp>

熊本県医療事故調査等支援団体連絡協議会

熊本県においては支援団体として厚生労働省より告示
されている15団体・病院を含め30団体・病院で「熊本県医療
事故調査等支援団体連絡協議会」を設置し、医療事故調査
支援のための連携を図っています。

[所属団体名]

- 熊本県医師会
- 熊本県歯科医師会
- 熊本県薬剤師会
- 熊本県看護協会
- 熊本県助産師会
- 熊本機能病院
- 江南病院
- 本庄内科病院
- 阿蘇医療センター
- 熊本大学医学部附属病院
- 熊本中央病院
- 熊本労災病院
- 熊本総合病院
- 人吉医療センター
- 天草中央総合病院
- 熊本赤十字病院
- 熊本市医師会熊本地域医療センター
- 国立病院機構熊本医療センター
- 済生会熊本病院
- 荒尾市民病院
- 玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター
- 山鹿市民医療センター
- 菊池郡市医師会立病院
- 国立病院機構熊本再春荘病院
- 宇城総合病院
- 国保水俣市立総合医療センター
- 天草郡市医師会立天草地域医療センター
- 熊本県産婦人科医会
- 熊本県精神科協会
- 熊本県医療法人協会

(順不同)

医療の 安全確保に向けて



熊本県医療事故調査等支援団体連絡協議会

事務局 熊本県医師会内

〒860-0806 熊本県中央区花畠町1番13号

TEL096-354-3838 FAX096-322-6429

時間外 TEL080-2781-9627

① 「医療事故」の判断・報告とは？

この制度の対象となる「医療事故」は、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」であり、法令等に詳細に規定されています。この「医療事故」に該当するかどうかについては、医療機関の管理者が組織として判断し、該当すると判断した場合は、ご遺族への説明後、センターに医療事故発生の報告をします。

*医療機関の管理者はこの報告を行うことが義務付けられています。

ご遺族が報告するしくみとはなっておりません。

② 医療機関が行う「院内調査」とは？

医療事故が発生した場合、医療機関は速やかにその原因を明らかにするために必要な調査を行います。院内調査を行う際は、中立性、公正性を確保するため、医療事故調査等支援団体の支援を求めることとされています。

③ 医療事故調査等支援団体による支援とは？

医療事故調査等支援団体とは、医療機関が院内調査を行うにあたり、必要な支援を行う団体で、都道府県医師会、大学病院、各領域の医学会など、複数の医療関係団体で構成されています。想定される支援内容は以下のとおりです。

【支援内容】

- ◎ 医療事故の判断に関する相談
- ◎ 調査手法に関する相談、助言
- ◎ 院内事故調査の進め方に関する支援
- ◎ 解剖、死亡時画像診断に関する支援（施設・設備等の提供含む）
- ◎ 院内調査に必要な専門家の派遣
- ◎ 報告書作成に関する相談、助言
(医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)

詳細についてはホームページをご覧ください

医療事故調査制度に関する法律・通知等について

医療事故調査制度 厚生労働省 | 検索

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>

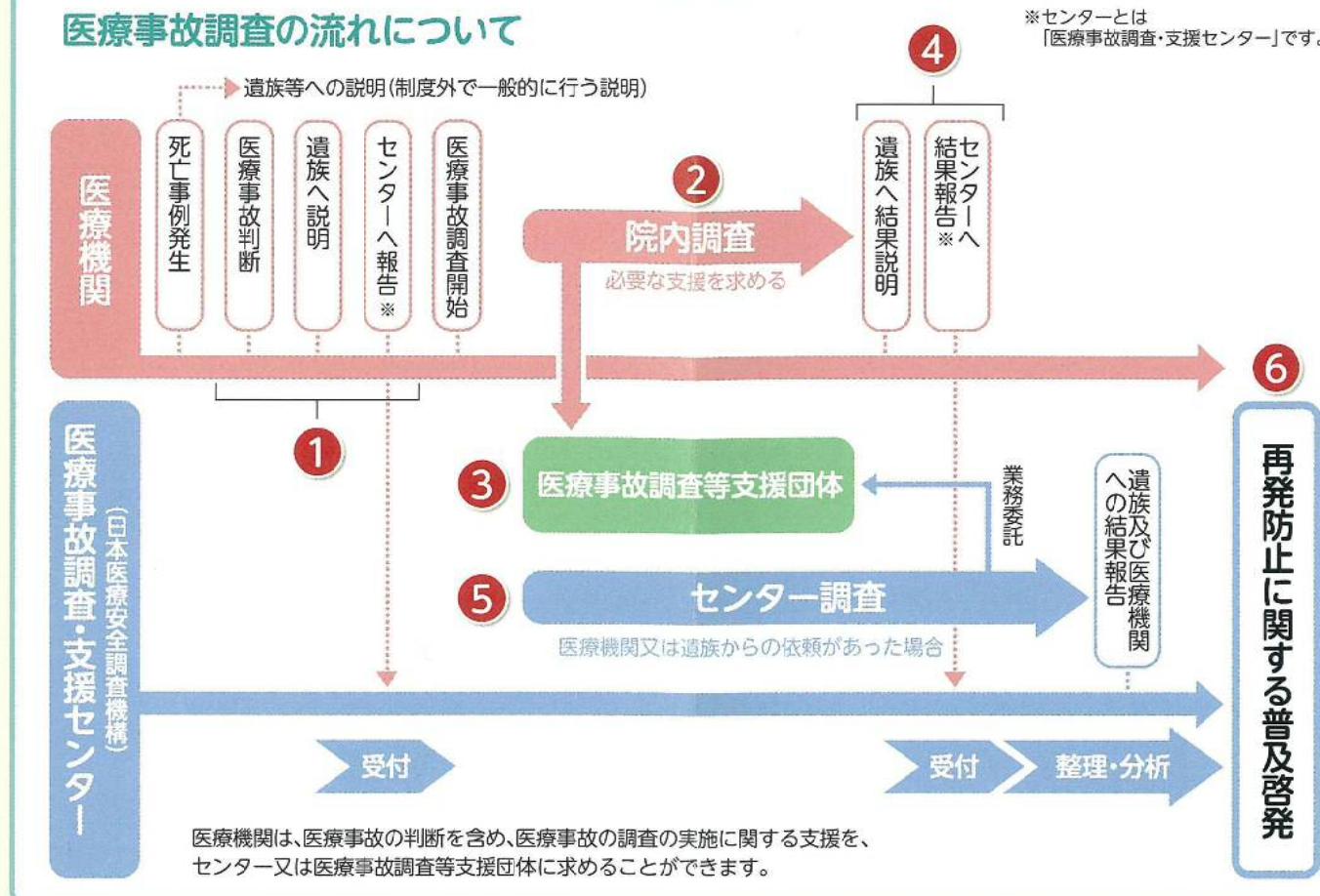
医療事故報告等の手続きについて

日本医療安全調査機構 | 検索

URL <https://www.medsafe.or.jp>

医療事故調査の流れについて

※センターとは
「医療事故調査・支援センター」です。



④ 院内調査結果の説明・報告とは？

院内調査が終了した際は、医療機関はご遺族とセンターに調査結果の説明・報告をします。

*ご遺族には、口頭又は書面、もしくはその双方の適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならないとされています。

センターへの調査結果報告の内容については、再発防止策の検討を充実させるため、必要に応じて、センターから医療機関に確認・照会等を行うことがあります。



⑤ センター調査とは？

医療事故としてセンターに報告された事案について、医療機関又は遺族がセンターへの調査を依頼した場合、センターは必要な調査を行います。この調査が終了した際、センターは調査結果を医療機関とご遺族に報告します。

【依頼者が負担する調査費用】

- ◎ ご遺族からの依頼 2万円
- ◎ 医療機関からの依頼 10万円

⑥ 再発防止に関する普及啓発とは？

センターは、医療機関から集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた再発防止に関する知見を情報提供します。